

原案	第 02 案	備考
<p style="text-align: center;">○府中市空家等対策協議会運営規程</p> <p style="text-align: right;">平成 2 8 年●月●日</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、同条に定めるもののほか、府中市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>(新設)</p> <p>第 2 条 会長は、協議会を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。</p> <p>2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことはできない。</p> <p>3 委員は、必要があると認めるときは、協議会に付議すべき事項及び理由を付して、会長に協議会の招集を求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">○府中市空家等対策協議会運営規程</p> <p style="text-align: right;">平成 2 8 年 1 0 月 1 4 日</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき、同条に定めるもののほか、府中市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第 2 条 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、協議会を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、会議開催日の 7 日前までに委員に通知しなければならない。</p> <p>3 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことはできない。</p> <p>4 委員は、必要があると認めるときは、協議会に付議すべき事項及び理由を付して、会長に協議会の招集を求めることができる。</p>	<p>H28.07.19 渡邊委員より ご指摘</p> <p>H28.07.19 渡邊委員より ご指摘</p> <p>項番整理</p> <p>項番整理</p>

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の傍聴等)

第4条 協議会は、その公開に当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

- 2 会長は、会場の秩序を維持するため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

(会議の記録)

第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 議事録に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 出席した者の氏名
 - (4) 議題
 - (5) 公開・非公開の別
 - (6) 非公開とした理由（協議会を非公開とした場合に限る。）
 - (7) 傍聴者の数（協議会を公開とした場合に限る。）

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の傍聴等)

第4条 協議会は、その公開に当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

- 2 会長は、会場の秩序を維持するため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

(会議の記録)

第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 議事録に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 出席した者の氏名
 - (4) 議題
 - (5) 公開・非公開の別
 - (6) 非公開とした理由（協議会を非公開とした場合に限る。）
 - (7) 傍聴者の数（協議会を公開とした場合に限る。）

(8) 発言の内容

(9) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(部会)

第6条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務委任)

第7条 協議会は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成28年●月●日から施行する。

(8) 発言の内容

(9) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(部会)

第6条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務委任)

第7条 協議会は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成28年10月14日から施行する。